

組合会報告

(理事専決処分報告、令和4年度 事業報告・決算 他)

開催日 令和5年7月18日 於 弁護士会館2階講堂 クレオA

理事専決処分報告

国民健康保険法第二十五条の規定により、下記事項について理事専決処分したので、同条第3項の規定により報告しました。



1. 東京都弁護士国民健康保険組規約改正について

組合の地区を規定する第三条について、現に加入している組合員が住所を第三条に規定する地区外である宮城県仙台市、岐阜県岐阜市、山梨県甲府市、宮崎県宮崎市、群馬県吾妻郡嬭恋村に転居したため、この市町村を規約第三条に定める地区に加える規約改正を理事専決処分にて決議し、認可申請中です。(以下①②③④)

(1) 組合の地区を定める第三条の改正

- ・ 従 来：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道札幌市、福島県(会津若松市及び郡山市)、茨城県(水戸市、土浦市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市及び神栖市)、栃木県(宇都宮市、足利市、小山市及び那須塩原市)、群馬県(前橋市、高崎市及び館林市)、新潟県(新潟市、長岡市及び南魚沼市)、富山県富山市、山梨県(大月市及び北杜市)、長野県(佐久市、北佐久郡軽井沢町及び下高井郡山ノ内町)、岐阜県(羽島市及び各務原市)、静岡県(静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士市、裾野市、田方郡函南町、駿東郡清水町及び長泉町)、愛知県(名古屋市、豊川市、刈谷市及び知多市)、三重県津市、滋賀県草津市、京都府京都市、大阪府(大阪市、堺市、豊中市及び茨木市)、兵庫県(神戸市及び西宮市)、奈良県(大和郡山市及び生駒郡安堵町)、広島県(広島市及び福山市)、山口県山口市、福岡県(北九州市及び福岡市)、熊本県熊本市及び沖縄県島尻郡与那原町
- ・ 改正後：①「宮城県仙台市」「岐阜県岐阜市」を追加(令和5年3月29日理事会議決、令和5年8月9日認可)
②「山梨県甲府市」を追加(令和5年5月9日理事会議決、令和5年8月10日認可)
③「宮崎県宮崎市」を追加(令和5年5月25日理事会議決、令和5年8月10日認可)
④「群馬県吾妻郡嬭恋村」を追加(令和5年7月2日理事会議決、認可申請中)

2. 組合事務局移転にかかる賃貸借契約について

組合事務局移転については、令和5年度事業計画に「組合事務局拡張の検討－組合事務局は、平成7年の弁護士会館竣工以来、東京三弁護士会にご理解いただき、14階に組合事務局(95.1㎡)を設けているが、非常に狭隘となり、組合員・被保険者のプライバシー保護・セキュリティ確保、本来、対応すべき業務に見合ったスペースの確保が可能な事務局スペースの確保が喫緊の課題となっていることから、早急に検討を行う。」と定めた。

令和5年4月17日開催の第7回理事会において、年間賃料(共益費込税込)2,000万円程度を目途に、立地、面積、ビルの状況等を総合的に勘案し理事長、副理事長及び専務理事に一任、申込等を行った場合には、随時役員に連絡することを議決。その後、物件内見を重ね、理事長、副理事長及び専務理事の承認を得て、下記の物件の申し込みを行った。本理事会で議決した後、今後、申込内容に準じ正式契約を行う。

新たに契約を行うことは、国民健康保険法第二十七条「次の各号に掲げる事項は組合会の議決を経なければならない。」第1項第五号「予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約」に該当する(令和5年度予算案において特に予算措置していない)が、正式契約までの暇がないことから、組合事務局移転に係る賃貸借契約を下記の申込内容に準じ契約することについて理事専決処分(国保法第二十五条第2項)としたい。なお、契約の詳細については、理事長、副理事長及び専務理事に一任された。

また、敷金の支出については、令和5年7月18日開催の組合会に令和5年度予算補正として対応する。その他の工事請負費、備品購入費等各経費は詳細を検討し、予備費支出もしくは理事専決処分予算補正にて対応する。

移転先

所在地：港区虎ノ門5-1-5(東京メトロ日比谷線神谷町駅直結)
名称：メトロシティ神谷町
面積：7階 73.44坪
賃貸人：東京メトロ都市開発株式会社(所有者 東京地下鉄株式会社)

令和4年度 事業報告

1. 事業概況

令和4年度は、令和4年10月に土業の健康保険・厚生年金保険の適用拡大があり、その影響で平均被保険者数が前年度対比149人減となりました。保険料は、医療の高度化・高額化(超高額な治療等の保険適用)により、保険給付費・高額療養費の大幅な増加に対応して、基礎賦課額を組合員月額2,000円、家族1名につき月額500円増額させていただきました。

その結果、堅実に決算を了することができました。改めてご負担ご協力いただいた組合員各位に感謝申し上げる次第です。

土業の健康保険・厚生年金保険の適用拡大に対応して、規約改正やシステム改修等を行い、適正な組合員の資格管理を実施しました。また、「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)に関連し、未就学児世帯支援金に係る規約改正やシステム改修を行い、事業を実施しました。その他、国庫補助算定の基礎となる所得調査を実施し、高額療養費機能強化や高齢受給者証等の性別削除に対応したシステム改修を行いました。

令和4年度決算の概況についてご報告します。前年度対比、歳入は、保険料約4億7,800万円増、国庫補助金約8,800万円増、高額医療費共同事業交付金約8,100万円増、繰越金約6億5,900万円減等により、歳入合計は約1,900万円の減。歳出は、総務費約4,100万円増、保険給付費約1億9,600万円増、後期高齢者支援金約1,000万円減、前期高齢者納付金約4,400万円減、介護納付金約2,800万円増、共同事業拠出金約7,400万円増、保健事業費約480万円増等により歳出合計は約2億400万円の増、差引残高は前年度対比約2億2,300万円減の決算となりました。

なお、療養給付費等補助金の一部として措置される特別調整補助金(保険者機能強化分、特別の事情分及び保険者インセンティブ)については、合計約1億4,600万円を確保することができました。補助対象は、レセプト点検、医療費通知、第三者行為求償事務、後発医薬品の普及推進、適正受診の普及啓発、がん検診、歯科カウンセリング、メンタルヘルスカウンセリング、制度改正に対応してのシステム改修、臓器提供意思表示シール、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金、未就学児世帯支援金等に対する補助となっております。

療養給付費等補助金(特別調整補助金)、事務費負担金、特定健診都費補助金、出産育児一時金等補助金につきましては、実績報告後、令和5年度に精算の上、一部返還(約1,500万円程度)が見込まれております。

我が国の医療保険制度は、人口減少・少子高齢化が進む社会に対応すべく制度の見直しが迫られ、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、全世代型の社会保障制度への転換、医療DXの推進等により、組合財政に及ぼす影響についても予断を許さない状況が続いております。今後とも適正な事業運営を基本とし、マイナンバーカード一体化による保険証の廃止等の事業等の変化に的確に対応して参る所存であります。



2. 組合会

(1) 臨時組合会(令和4年7月19日開催)

(報告事項)理事専決処分による規約改正

(議決事項)1. 令和3年度事業報告 2. 令和3年度歳入歳出決算(監事監査報告) 3. 令和3年度剰余金処分
4. 令和4年度予算補正

(2) 臨時組合会(令和4年8月8日開催)

1. 議長選挙 2. 副議長選挙 3. 理事選任 4. 監事選任 5. 相談役推薦

(3) 通常組合会(令和5年3月13日開催)

(報告事項)理事専決処分による規約改正、令和4年度予算補正及び訴訟の和解

(議決事項)1. 組合規約改正 2. 令和5年度事業計画

3. 令和5年度歳入歳出予算 4. 令和5年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画

5. 国民健康保険料滞納者に対し国民健康保険料等の支払請求訴訟を提起する件

3. 理事会・監査

理事会11回、理事会内小委員会2回、監事監査7回(年次監査1回、月次監査6回)

4. 保険料

(1) 保険料月額(令和4年度)

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額
組合員月額	23,200円	4,600円	5,500円
家族一人につき月額	7,400円	4,600円	5,500円

(2) 保険料現年度分収納額(基礎賦課額+後期高齢者支援金等賦課額+介護納付金賦課額)

(単位:円)

予算額	調定額	収納額	還付未済額	不納欠損額	未収入額	収納率
9,747,641,000	9,682,270,300	9,659,152,800	773,300	0	23,117,500	99.76%

(令和3年度99.73%)

(3) 未就学児世帯支援金

(令和4年11月30日時点の未就学児被保険者1人につき12,000円を令和5年1月1日に賦課する保険料より控除)

対象未就学児	3,853人	支援金	46,236,000円
--------	--------	-----	-------------

5. 被保険者数(年間平均の推移)

年度	組合員	都内居住組合員	被保険者	都内居住被保険者	被保険者前年度対比(%)	給付割合別内訳				合計	特定被保険者	介護第2号
						未就学児(8割給付)	一般(7割給付)	高齢上位(7割給付)	高齢一般(8割給付)			
R2	18,553	13,354	36,225	26,227	101.58	3,930	30,751	1,078	466	36,225	2,889	14,256
R3	18,681	13,501	36,543	26,538	100.88	3,889	31,134	1,052	468	36,543	3,002	14,679
R4	18,529	13,434	36,394	26,522	99.59	3,780	31,204	994	416	36,394	3,806	14,940

6. 療養の給付の推移

療養の給付の推移(事業年報ベース、第三者行為求償・不当利得等控除後)

年度	診療費(訪問看護・食事療養費含む)					調剤費用額B(円)	A+B総費用額(円)	保険者負担分(円)	前年度対比(%)	1カ月当り平均支払額(円)	1人当り費用額(円)	前年度対比(%)
	診療件数(件)	診療日数(日)	診療費用額A(円)	受診率(%)	1件当り日数(日)							
R2	290,503	426,967	5,353,849,002	801.94	1.47	1,369,914,430	6,723,763,432	4,793,712,020	95	399,476,002	185,611	93
R3	327,626	478,701	6,072,429,515	896.55	1.46	1,436,116,260	7,508,545,775	5,359,338,303	112	446,611,525	205,472	111
R4	347,046	498,870	6,273,653,732	953.58	1.44	1,518,337,630	7,791,991,362	5,568,497,456	104	464,041,455	214,101	104

診療費の内訳推移(医科入院・医科入院外・歯科)

年度	入院(食事療養費を含む)				入院外(訪問看護含む)				歯科			
	診療件数(件)	診療日数(日)	診療費用額(円)	1件当り費用額(円)	診療件数(件)	診療日数(日)	診療費用額(円)	1件当り費用額(円)	診療件数(件)	診療日数(日)	診療費用額(円)	1件当り費用額(円)
R2	3,137	24,548	1,702,646,642	542,763	221,574	302,352	2,903,988,480	13,106	65,792	100,067	747,213,880	11,357
R3	3,184	25,598	1,897,380,999	595,911	249,979	344,960	3,359,528,776	13,439	74,463	108,143	815,519,740	10,952
R4	2,968	23,105	1,736,070,212	584,929	267,469	367,526	3,702,563,150	13,843	76,609	108,239	835,020,370	10,900

7. 高齢者関係の拠出金・介護納付金

高齢者関係の拠出金推移

年度	後期高齢者 支援金 (円)	病床転換 支援金 (円)	前期高齢者 納付金 (円)	合計 (円)	前年度 対比 (%)
R2	2,190,352,859	11,393	1,266,408,183	3,456,772,435	101.59
R3	2,290,144,695	7,403	1,667,775,068	3,957,927,166	114.50
R4	2,280,535,365	7,118	1,623,784,719	3,904,327,202	98.65

介護納付金の推移

年度	介護納付金 (円)	前年度 対比 (%)
R2	1,021,587,828	105.50
R3	1,094,901,516	107.18
R4	1,123,189,663	102.58

※いずれの拠出金・支援金・納付金の金額については、事務費拠出金を含む。

8. 高額療養費

高額療養費の推移

年度	件数 (件)	高額療養費 (円)	前年度 対比 (%)	1件当り 支給額 (円)	前年度 対比 (%)
R2	3,390	366,081,405	114.87	107,989	105.28
R3	3,382	370,823,403	101.30	109,646	101.53
R4	3,335	380,143,722	102.51	113,986	103.96

高額介護合算療養費の推移

年度	件数 (件)	高額介護 合算療養費 (円)
R2	0	0
R3	1	29,861
R4	0	0

9. 療養費

療養費の推移

年度	診療・調剤		柔道整復師		コルセット		鍼灸・マッサージ		合計		前年度 対比 (%)
	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)	
R2	280	2,959,575	6,774	29,131,506	233	7,433,854	320	4,544,991	7,607	44,069,926	90.55
R3	265	3,399,991	7,739	32,475,120	270	8,917,008	411	5,073,888	8,685	49,866,007	113.15
R4	181	3,192,824	8,253	33,441,156	232	7,312,021	384	3,985,449	9,050	47,931,450	96.12

10. 出産育児一時金・葬祭費・移送費・傷病手当金

出産育児一時金の推移

年度	件数	支給額 (円)	前年度対比(%)	
			件数	支給額
R2	404	169,556,730	94.39	94.39
R3	423	177,532,000	104.70	104.70
R4	380	159,504,000	89.83	89.85

① 出産育児一時金支給額

出産年月日	金額
平成27年1月1日～ 令和3年12月31日	420,000円 (産科医療補償制度未加入の場合は404,000円)
令和4年1月1日～	420,000円 (産科医療補償制度未加入の場合は408,000円)

葬祭費の推移

年度	件数	支給額 (円)	前年度対比(%)	
			件数	支給額
R2	40	2,800,000	100.00	100.00
R3	33	2,310,000	82.50	82.50
R4	48	3,360,000	145.45	145.45

② 葬祭費の支給額

死亡年月日	金額
平成9年4月1日～	70,000円

移送費の推移

年度	件数	支給額(円)
R2	1	52,564
R3	1	99,825
R4	0	0

傷病手当金(新型コロナウイルス感染症に係る分)の推移

年度	件数	支給額	(前年度対比%)	
			件数	支給額
R2	0	0		
R3	7	912,738		
R4	40	2,871,228	571.43	314.57

(給与所得者が新型コロナウイルスに感染する等の状況から労務不能となり、給与等の支払いを受けられない場合に、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からの労務不能期間を対象)

11. 保健事業

- ①医療費通知の実施(平成30年度より年間版医療費通知を作成送付(令和3年12月診療分から令和4年11月診療分までを令和5年2月に全組合員に送付(17,264通))、なお、令和4年度より柔道整復療養費も含めて通知を実施)
- ②柔道整復療養費についての患者調査の実施(多部位負傷、長期継続、頻回傾向の申請書について抽出し実施、平成25年1月～)
- ③後発医薬品差額通知の実施(令和4年4月分および11月分受診分について、のべ1,293名に対して後発医薬品に変更した場合の減額される一部負担金額を通知)
- ④歯科カウンセリングの実施(年間10回を予定、歯科医師を招へい)
- ⑤春季健康診断の実施および補助(東京三弁護士会共催、生活習慣病健診、郵便による大腸がん検診等) 弁護士会館6月11日～7月5日のうち19日間、多摩支部及び千葉県弁護士会会議室においても各1日実施
なお、受診希望の増加に対応して8月5日～8月19日のうち5日間、別会場にて追加実施

本組合加入者受診数

春季健診	大腸がん検診	肝炎ウイルス検査	腫瘍マーカー検査	組合補助合計額
4,316名	1,498名	984名	2,907名	27,237,660円

- ⑥秋季健康診断の実施および補助(東京三弁護士会共催、定期健康診断、がん検診等) 弁護士会館11月14日～12月1日のうち14日間実施、多摩支部12月8日、千葉県弁護士会会議室12月10日に実施
医療機関(こころとからだの元氣プラザ)では令和4年11月1日～令和5年3月17日の間実施

本組合加入者受診数

秋季健診	大腸がん検診	PSA検査	肝炎ウイルス検査	胃がん検診	組合補助合計額
3,243名	1,085名	791名	562名	990名	22,282,700円

なお、2月14日に結果説明会及び健康相談(東京都国民健康保険団体連合会より保健師2名の派遣を受け、加速度脈波計による血管年齢測定含む)を計21名に実施

- ⑦特定健診・特定保健指導の実施及び補助(40歳以上の被保険者を対象に⑤⑥⑪⑫⑬の健診と併せて実施、また、各地域の医療機関についても集合契約を締結し実施、なお、受診・利用者数は令和4年5月末判明分までとなります)

特定健康診査

対象者数	受診数	受診率
17,577名	6,147名	34.9%

特定健康診査受診数内訳

春季健診同時受診	秋季健診同時受診	地域医療機関での受診	生活習慣病ネットワーク受診同時受診	生活習慣病巡回型同時受診	人間ドックネットワーク受診同時受診
3,108名	1,537名	751名	25名	1名	725名

特定保健指導

対象者数	年度内積極的支援利用者	年度内動機付け支援利用者	利用者合計	利用率
471名	85名	76名	161名	34.1%

組合補助合計額

44,949,896円

- ⑧女性のための子宮がん・乳がん検診の実施

こころとからだの元氣プラザでの受診

本組合加入者受診数	組合補助額
717名	2,495,000円

ネットワーク受診による地域医療機関での受診

本組合加入者受診数	組合補助額
379名	1,007,264円

- ⑨出産祝品(ギフトカード(10,000円))の贈呈 710件

⑩人間ドックのあっせん 202名受診

がん研有明病院健診センター	137名
明治安田厚生事業団新宿健診センター	11名
こころとからだの元氣プラザ	47名

東京武蔵野病院脳ドックセンター	4名
日本健康増進財団恵比寿健診センター	3名

⑪人間ドック・ネットワーク受診(平成25年6月より開始)

844名受診	組合補助額 11,824,600円
--------	-------------------

⑫生活習慣病(ネットワーク受診)(令和3年4月より開始)

生活習慣病健診	胃がん検診	大腸がん検診	組合補助額
35名	12名	17名	361,520円

⑬生活習慣病(巡回型)(令和4年1月より開始)

3名受診	組合補助額 10,304円
------	---------------

⑭歯科健診(ネットワーク受診)(平成30年4月より開始)

2名受診	組合補助額 2,000円
------	--------------

⑮無受診者の表彰

- 平成29年4月から令和4年3月までの5年間無受診(前年度以前表彰者を除く)の14世帯に対して感謝状および記念品を贈呈。
- 平成24年4月から令和4年3月までの10年間無受診(前年度以前表彰者を除く)の3世帯に対して感謝状および記念品を贈呈。

⑯東京ディズニーリゾート® 特別利用券の発行および補助

(発行枚数6,910枚、使用補助券枚数3,219枚)

⑰メンタルヘルスカウンセリング

平成25年6月より(株)法研および(株)東京カウンセリングセンターと契約し開始。

令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)
利用状況(のべ回数)

	男性	女性	合計
面接	29	58	87
電話	15	86	101
WEB	1	3	4
合計	45	147	192

令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)
利用状況(のべ回数)

	男性	女性	合計
面接	23	84	107
電話	27	52	79
WEB	0	1	1
合計	50	137	187

⑱スポーツクラブのあっせん (株)ルネサンス108名

12. 広報について

- 令和4年9月、組合報第84号(37ページ)を発行、メンタルヘルスカウンセリング・ジェネリック医薬品・柔道整復療養費・令和4年10月からの健康保険、厚生年金保険の適用拡大、マイナンバーカードの保険証利用等のリーフレットを併せて組合員全員に送付
- 令和5年3月、令和5年度のおしらせ(保険料改定、保険証、各種届出、マイナンバー、ウェブサイト、健診及び事業案内等についてのおしらせ)、東京ディズニーリゾート特別利用券について、メンタルヘルスのリーフレットを併せて組合員全員に送付
- 平成22年3月開設の組合ホームページにより、制度改正等、時宜に応じ更新し、広報を実施
- 平成20年4月から開始の後期高齢者医療制度に対応して、該当の方への広報活動を75歳到達月の約2カ月前に個別に実施
- 新規介護保険第2号被保険者(40歳到達者)への介護分保険料賦課開始についての広報を該当者に年4回実施

13. 情報システムの運用状況

平成28年度に既存システムのサーバー及びクライアント機器等を更改し機能強化のためのシステム修正を実施、また、セキュリティ強化対策として情報漏洩防止及び監視システム、マイナンバー専用の管理システム、マイナンバー利用のための統合専用端末及び専用回線を新たに導入しました。平成29年度においては、平成29年7月より一部情報連携が開始され、更なるセキュリティ強化のため、ファイアーウォール及びL3スイッチの導入を行いました。また、令和2年度は、インターネット接続パソコン1台を保守期限満了のため更新、リモート会議・研修に対応するためノートパソコンを1台増設しました。令和3年度はインターネット接続パソコン2台をリース期間満了に伴い更新しました。令和4年度は、インターネット利用の増加によりインターネット接続タブレットパソコン5台を増設しました。なお、令和4年度の運用においてシステム障害、情報漏洩事故等の発生の事実は確認されておりません。

14. 法令遵守(コンプライアンス)研修

役員および職員に対して1回、職員に対して1回、本組合法令遵守(コンプライアンス)担当理事により研修会を行いました。

15. むすび

以上のとおり、令和4年度につきましては、厳しい状況下にもかかわらず、組合員・被保険者の皆様、関係各位のご理解・ご協力をいただき、堅実に事業を了することができました。改めて感謝申し上げる次第であります。

令和4年度 歳入歳出決算

(単位：円)

歳入	(%)	歳出	(%)
保険料	9,677,740,000 (72.375)	保険給付費	6,208,892,874 (51.625)
国庫支出金	1,635,306,394 (12.230)	後期高齢者支援金等	2,280,542,483 (18.962)
都支出金	169,005,445 (1.264)	前期高齢者納付金等	1,623,784,719 (13.501)
共同事業交付金	440,610,000 (3.295)	介護納付金	1,123,189,663 (9.339)
財産収入	32,700 (0.000)	共同事業拠出金等	354,076,924 (2.944)
繰入金	0 (0.000)	保健事業費	136,406,084 (1.134)
繰越金	1,435,325,111 (10.734)	積立金	32,700 (0.000)
諸収入	13,650,068 (0.102)	総務費・組合会費	272,263,512 (2.264)
		諸支出金	27,747,440 (0.231)
合計(a)	13,371,669,718 (100.00)	合計(b)	12,026,936,399 (100.00)

歳入歳出差引残高(a-b)

1,344,733,319円

財産目録

令和5年3月31日現在における財産は、次のとおり。

- (1) 積立金・準備金等 **1,774,352,831円**
 (2) 備品(財産台帳記載の備品) 21点 **11,601,585円**

(参考)東京都弁護士国民健康保険組合財務規程(抜粋)

第三十三条 組合の財産は、次の各号に掲げる種類ごとに区分して整理するものとする。

- 一 準備金
- 二 積立金
- 三 土地、建物、備品、車輛等の有形固定資産。ただし、ここでいう備品は取得価格が10万円以上のものとする。
- 四 電話加入権、借地権等の無形固定資産
- 五 保証金、電信電話債券等の有価証券

積立金・準備金明細(令和5年3月末)

区 分	金 額
特別積立金	1,213,056,270円
給付費支払準備金	394,764,064円
退職積立金	166,532,497円
合 計	1,774,352,831円

令和4年度 決算剰余金処分

令和4年度決算剰余金1,344,733,319円については、国民健康保険法施行令第十九条、第二十条及び第二十一条及び組合規約に基づいて、次のとおり処分する。

区 分	金 額
特別積立金	42,000,000円
給付費支払準備金	18,000,000円
退職積立金	12,000,000円
翌年度繰越金	1,272,733,319円
合 計	1,344,733,319円

(参考、平成28年度末より法定必要額の基準改正)

○特別積立金

組合は、毎年度末において当該年度内に請求を受けた保険給付費から国庫補助金(定率分)の額を差し引いた額の2/12、高齢者関係拠出金(後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金等)及び介護納付金の総額から国庫補助金(定率分)の額を差し引いた額の1/12に相当する額を保有する。(目的：組合が解散した場合に診療報酬等の支払いに支障をきたさないように据え置かなければならない資金、国民健康保険法施行令第十九条)

○給付費支払準備金

組合は、直近3カ年度の保険給付費の平均額から直近3カ年度の国庫補助金(定率分)の額の平均額を差し引いた額の1/12に相当する額を保有する。(目的：保険給付費等に不足が生じたときに使用することを目的として保有する資金、国民健康保険法施行令第二十条)

○国民健康保険法施行令第二十条第2項

組合は、規約の定めるところにより、給付費等支払準備金以外の準備金を積み立てることができる。

○組合規約第五十五条の二 この組合は、施行令第二十条第2項に基づき、次の積立をすることができる。

一 退職積立金

○国民健康保険法施行令第二十一条

組合は、毎年度において収入支出の決算上剰余を生じたときは、前条の準備金として積み立てるものを除き、これを翌年度の収入に繰り入れなければならない。

	法定必要額	保有額(令和5年3月末)	保有率	法定必要額を超える保有額
特別積立金	1,254,222,000円	1,213,056,270円	96.72%	▲ 41,165,730円
給付費支払準備金	412,117,000円	394,764,064円	95.79%	▲ 17,352,936円
合 計	1,666,339,000円	1,607,820,334円	96.49%	▲ 58,518,666円

令和5年度 予算補正

①令和4年度決算において国庫補助金の療養給付費等補助金等が過大に交付されたことにより、令和4年度決算終了後、実績報告を行い返還することとなります。前年度同様に高額な返還となるが見込まれるため、諸支出金の償還金及び利子を増額する予算補正。また、組合事務局移転の賃貸借契約に係る敷金の支出のために増額する予算補正。②令和4年度決算確定により歳入の繰越金及び歳出の予備費を予算補正いたしました。

令和5年度東京都弁護士国民健康保険組合歳入歳出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項

令和5年度東京都弁護士国民健康保険組合歳入歳出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ24,962千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,862,014千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(第1表) 令和5年度歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1,247,772	24,962	1,272,734
	1 繰越金	1,247,772	24,962	1,272,734
補正されなかった款項に係わる額		12,589,280		12,589,280
歳入合計		13,837,052	24,962	13,862,014

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		366,650	13,220	379,870
	1 総務管理費	336,529	13,220	349,749
11 諸支出金		8,052	15,000	23,052
	1 償還金及利子	8,001	15,000	23,001
12 予備費		671,386	▲ 3,258	668,128
	1 予備費	671,386	▲ 3,258	668,128
補正されなかった款項に係わる額		12,790,964		12,790,964
歳出合計		13,837,052	24,962	13,862,014

